



STEAM

道北おとぼけキャラバン [STEAM] 木琴チャイムをつくろう！



9月8日に中頓別小学校で、「リバーシブル木琴チャイム」を教材として、「道北おとぼけキャラバン [STEAM] 木琴チャイムをつくろう！」（へき地における開発的実践）を行いました。「リバーシブル木琴チャイム」は、木琴制作から音楽づくりまでがセットとなった教材で、今回は中頓別産の木材（シラカバ・クルミ）を使用して木琴をつくりました。また、このキットの特徴として、一般的なキットと異なり、油断すると必ず完成できるとは限らないという特徴があり、お互いに助け合ったり、どう

やったらできるのかなどを一生懸命考えたり、試行錯誤をしてみたりすることで、様々な力を付けることを狙いとしています。（特許取得済み）

中頓別小学校で行われた授業では、まず、見本のリバーシブル木琴チャイムの音板を叩いて鳴らし、切っていない音板の長さをどのくらいの長さに切れば良いのかを考えていきます。この工程では、木を切る作業があり、切りすぎると元に戻らないという緊張感があります。次の工程では、音板の長さの規則性を探り、音階を確かめるという工程になります。実際に切った音板を叩きながら、音階の確認を行い、ドレミファソラシドに近づいているかの確認をしていきます。このような工程を繰り返し行うことで、木を切ることで、音の高さが変わるということを実感していました。この「リバーシブル木琴チャイム」は、木育と工作、音楽、理科などを統合した内容となっています。

北海道教育大学旭川校 芳賀 均 先生（中頓別町・旭台在住）からは、今回製作した「リバーシブル木琴チャイム」は、将来的な循環（植樹体験で子ども達が植えた木を使用して楽器をつくる。）を目指し、中頓別町で採れた木材を使用しており、教材は、同釧路校の森 健一郎 先生から提供を受けていますと話していただきました。また、ドアなどに掛けておくことで、明るい音階や民謡風の音階、和風の音階、イギリス風の音階などの組み合わせについても生徒達に話されており、生徒自身や生徒の家族の気分に合わせて、鳴らすことができることを紹介していました。



次回の授業で使用する原木

特許を所得したのは、中頓別町からもすごいことができるということを示したかったからであると話されており、今後の展望としては、そうや自然学校や体験型観光で、「リバーシブル木琴チャイム」づくりが体験できるようになれば、また、町内の木材として、ナラやタモ、アカエゾマツが手に入れば、もっと完成度の高い楽器ができると話されていました。

STEAM

STEAM教育とは？

STEAM教育とは、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Arts)、数学(Mathematics)の5つの英単語を組み合わせた造語で、この5つの領域・分野を総合的、横断的に扱う、理数教育に創造教育を加えた教育理念で、アメリカ発祥の先端教育です。探求と創造のサイクルを生み出す学びとなっています。



一定面積以上の土地取引には届出が必要です

限られた資源であり国民にとって日常生活の基盤となる土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的として、昭和49年に国土利用計画法（国土法）が制定されました。現在は「事後届出制」として、一定規模以上の土地の権利取得者（譲受人）に対して土地売買などの契約後の届出を義務付けています。

●土地売買などの届出について

- ・届出対象となる土地の所有権売買などを行ったときは、土地の権利取得者（譲受人）は国土法第23条に基づいて、契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）にその旨を下記のお問合せまで、届出しなければなりません。

●届出対象となる土地

- ・市街化区域内の土地（2,000㎡以上）
- ・市街化調整域区域内の土地（5,000㎡以上）
- ・上記以外の土地（10,000㎡以上）

●届出期限

- ・契約締結日から2週間以内（提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います。）

●提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地売買等契約書の写し（1部）
- ・委任状(代理人が届出する場合)
※提出様式などは問合せ窓口にて備え付けてあります。

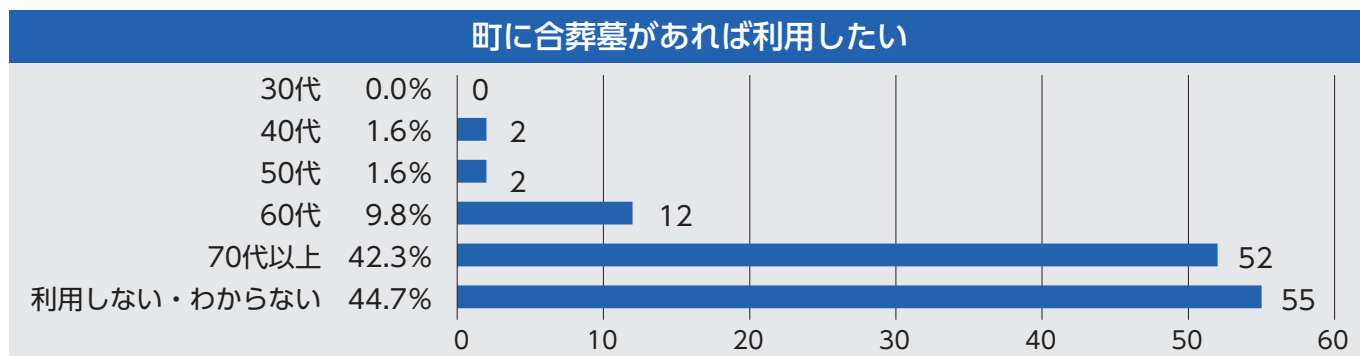
●罰則

- ・届出をしないと法律で罰せられることがあります。

お問い合わせ 政策経営課 (01634-8-7671)

合葬墓設置のアンケート調査結果について

先月号で紹介した合葬墓設置のアンケートにつきまして、一部誤りがありました。正しくは、下記の通りとなりますので、よろしくお願いいたします。



お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

納付を忘れていませんか？

納入は便利な口座振替もできます。手続きは、町の指定金融機関（稚内信金中頓別支店・東宗谷農協中頓別支所）・最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）でお願いいたします。

税目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
軽自動車税	5月31日				
道町民税	6月30日	8月31日	10月31日		
固定資産税	6月1日	8月31日	11月30日		
国民健康保険税	6月30日	7月31日	10月2日	11月30日	12月25日

家屋の取得・滅失や増改築についてのお知らせ

令和5年中に**新築または増改築**をして、まだ評価を受けていない家屋がありましたら、総務課住民グループ固定資産税担当までご連絡ください。また、売買などの譲渡で**所有者が変更**した場合や、**取り壊し**などで家屋が**滅失**した場合についても届出ください。

※届出などが無かった場合、来年度以降も課税される場合があります。



軽自動車税についてのお知らせ

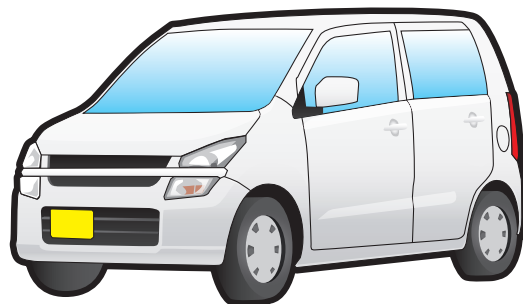
原動機付自転車や小型特殊自動車を廃車・譲渡などで所有しなくなった時や、町外に転出される時は、総務課住民グループで手続きが必要です。手続きの際、ナンバープレートを返還していただきますが、盗難などで無くしてしまった場合は、理由を記入していただきます。

軽自動車税は4月1日現在に所有者として登録されている方に課税されますので、4月2日以降に廃車・譲渡などをされても全額納付していただくことになります。

年度途中（4月2日以降）に取得した場合は、その年度は課税されません。

また、旧旭99ナンバーや町外のナンバーなどが取り付けられている場合、所有権や他市町村で課税されていないかの確認を行う必要があるため、即日ナンバーの発行はできません。

※軽自動車・二輪小型自動車の手続きは、各所轄陸運局の担当機関やディーラー・代行業者にて行ってください。



お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)



新規職員の紹介（令和5年10月1日付）



建設課 建設グループ
主事 たんじ たかまさ
丹治 貴幹

老齢年金の手続きについて

年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込まれた年金のうち亡くなられた月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

未支給年金を受け取れる遺族

- ・年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた3親等以内の親族。
- ・未支給年金を受け取ることができる順位
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

提出方法

- ・「未支給年金・未支払給付金請求書」に記入し添付書類と一緒に年金事務所に提出します。
- ・添付書類
（添付書類は人によって異なり添付しなくてよいものもあるので、提出前に年金事務所に確認すると安心です。）
①亡くなられた方の年金証書
②受け取りを希望する金融機関の通帳の写し（金融機関から証明を受けた場合は不要）
③亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）
④亡くなられた方と請求する方が生計を同じくしていた事がわかる書類
⑤生計同一についての別紙の様式（亡くなられた方と請求する方が別世帯の場合）

注意点

- ・提出が遅れると、年金を多く受け取れることとなり後で返さなければならない場合があります。
- ・未支給年金は支給を受け取った人の一時所得に該当するため、支給金を含む一時所得の合計額が50万円以上になると確定申告が必要になる場合があります。

詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、
稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。